

令和4年9月定例会

県土整備委員会説明資料（その2）

危機管理環境部

目

次

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算 1

ア 総括表 1

イ 課別主要事項説明 2

2 その他の議案等

(1) 条例案 8

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳									
				特 定 財 源								一 般 財 源	
				国支出金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	諸 収 入	繰 入 金	県 債		
危機管理政策課	2,316,134	105,452	2,421,586	2,500			1,059			300	2,500	60,000	(105,452) 2,355,227
とくしまゼロ 作 戦 課	509,408	15,815	525,223	35,400		1,780	462			(12,815) 13,355	383,787		(3,000) 90,439
消 防 保 安 課	336,618	3,456	340,074	(2,000) 2,000		21,012							(1,456) 317,062
グリーンス社 推 進 課	499,231	11,339	510,570	(5,000) 50,770		8,251	4,456	1,000		108,581	43,782	43,000	(6,339) 250,730
環 境 指 導 課	143,553	0	143,553	12,564		28,655				60,306			42,028
環 境 管 理 課	236,395	0	236,395	29,048		1,148				50,001	615		155,583
消 費 者 政 策 課	376,008	1,410	377,418	87,661		112	4,036			1,360		3,000	(1,410) 281,249
安 全 衛 生 課	1,782,810	6,133	1,788,943	1,356,579		111,784		1,250		4,930	3,000	7,000	(6,133) 304,400
計	6,200,157	143,605	6,343,762	(7,000) 1,576,522		172,742	10,013	2,250		(12,815) 238,833	433,684	113,000	(123,790) 3,796,718

注： () 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

危機管理政策課

一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	164,704	0	164,704	
企 画 総 務 費	18,538	0	18,538	
防 災 総 務 費	749,900	100,000	849,900	① 危機管理調整費 (100,000) ア 危機管理調整費 100,000
消 防 指 導 費	173,675	5,452	179,127	① 消防学校運営費 (5,452) ア 消防学校運営事業費 5,452
公衆衛生総務費	119,281	0	119,281	
環境衛生総務費	1,046,233	0	1,046,233	
医 薬 総 務 費	22,413	0	22,413	
工 鉱 業 総 務 費	21,390	0	21,390	
危機管理政策課 合 計	2,316,134	105,452	2,421,586	

とくしまゼロ作戦課

一般会計

(単位 : 千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
財 政 管 理 費	356	0	356	
諸 費	650	0	650	
計 画 調 査 費	14,500	0	14,500	
防 災 総 務 費	434,938	15,815	450,753	① 防災対策指導費 (15,815) ア(新) 災害ケースマネジメント推進事業 3,000 イ 災害時燃料供給体制確保事業 12,815
社会福祉総務費	58,964	0	58,964	
とくしまゼロ作戦課 合 計	509,408	15,815	525,223	

消防保安課

一般会計

(単位 : 千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
防 災 総 務 費	291,925	1,456	293,381	① 航空消防防災体制運営費 (1,456) ア 航空消防防災体制運営費 1,456
消 防 指 導 費	34,644	2,000	36,644	① 消防指導費 (2,000) ア ⑨ メディアと連携した消防団員確保事業 2,000
銃砲火薬ガス等 取 締 費	10,049	0	10,049	
消 防 保 安 課 合 計	336,618	3,456	340,074	

グリーン社会推進課

一般会計

(単位 : 千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	3,000	10,000	13,000	① 地方創生の深化のための支援費 (10,000) ア ①(新) 徳島まるごと脱炭素バーチャルパビリオン事業 10,000
保 健 製 薬 環 境 セ ン タ ー 費	29,027	1,339	30,366	① 保健製薬環境センター運営費 (1,339) ア 保健製薬環境センター運営費 1,339
環 境 衛 生 指 導 費	466,790	0	466,790	
公 害 対 策 費	414	0	414	
グリーン社会推進課 合 計	499,231	11,339	510,570	

消費者政策課

一般会計

(単位 : 千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
消費者行政推進費	319,526	1,410	320,936	① 消費者行政推進費 (1,410) ア 鳴門合同庁舎施設管理費 995 イ 消費生活センター「戦略拠点機能」強化事業 415
諸 費	1,700	0	1,700	
計 画 調 査 費	37,062	0	37,062	
運輸交通対策費	17,720	0	17,720	
消費者政策課 合 計	376,008	1,410	377,418	

安全衛生課
一般会計

(単位 : 千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	5,054	0	5,054	
予 防 費	177,054	2,949	180,003	① 動物愛護管理費 (2,949) ア 動物愛護管理センター管理運営事業 2,949
食 品 衛 生 指 導 費	230,470	3,184	233,654	① 食肉衛生検査所運営費 (3,184) ア 食肉衛生検査所運営費 3,184
環 境 衛 生 指 導 費	1,370,232	0	1,370,232	
安全衛生課合計	1,782,810	6,133	1,788,943	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例（とくしまゼロ作戦課）

(ア) 制定の理由

広域的な物資の輸送拠点としての活用を図り、もって本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、県民の健康の保持及び増進その他の県民の福祉の向上に寄与するため、徳島県立東部防災館（以下「東部防災館」という。）を設置する必要がある。

(イ) 条例の概要

a 設置

広域的な物資の輸送拠点としての活用を図り、もって本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、県民の健康の保持及び増進その他の県民の福祉の向上に寄与するため、東部防災館を徳島市東沖洲一丁目に設置することとする。

b 業務

東部防災館は、aの目的を達成するため、次の業務を行うこととする。

- (a) 災害時において必要となる物資の集積及び配送を行うこと。
- (b) 防災に関する意識の啓発及び知識の普及を行うこと。
- (c) メインコートその他の施設を利用に供すること。
- (d) 子育て支援に関すること。
- (e) その他東部防災館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

c 指定管理者による管理

知事は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に東部防災館の管理を行わせるものとする。

- d 指定管理者が行う業務
指定管理者は、次の業務を行うものとする。
- (a) bの(a)に掲げる業務のうち知事が必要と認める業務
 - (b) bの(b)から(e)までに掲げる業務
 - (c) 東部防災館の施設等の維持管理(知事が指定する補修等を除く。)に関する業務
 - (d) fの利用の許可に関する業務
 - (e) iの利用料金に関する業務
 - (f) その他東部防災館の管理に関し知事が必要と認める業務
- e 休館日等
東部防災館の休館日及び供用時間を定めることとする。
- f 利用の許可
東部防災館を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可(以下「利用の許可」という。)を受けなければならないこととする。
- g 利用の許可の制限等
利用の許可の制限、利用の許可の取消し等及び入館の禁止等について所要の規定を設けることとする。
- h 原状回復
利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、東部防災館の利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに、その利用に係る施設等を原状に回復しなければならないこととする。
- i 利用料金
- (a) 利用者は、東部防災館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならないこととする。
 - (b) 利用料金の額の定め方等について定めることとする。
- j その他
指定管理者の指定の取消し等の際の措置、損害の賠償及び規則への委任について所要の規定を設けることとする。

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日（一部については、公布の日）から施行する。

イ 徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例（グリーン社会推進課）

(ア) 改正の理由

自然公園法の一部が改正されたことに鑑み、徳島県立自然公園について、特別地域内における規制の対象となる行為の追加、同地域内における許可を要する行為に係る罰則の引上げ等の措置を講ずる必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 徳島県立自然公園の特別地域内における利用のための規制の対象行為に、野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為であって、徳島県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加することとする。
- b 徳島県立自然公園の特別地域内における許可を要する行為に係る罰則を引き上げることとする。
- c 公園事業を譲渡する場合の地位の承継に関する規定の整備を行うこととする。
- d 公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直すこととする。
- e その他所要の整備を行うこととする。

(ウ) 施行期日

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

